

もりあい認定こども園(仮称)整備事業基本設計者選定プロポーザル
質問回答書(令和5年8月1日付け受付分)

福島市こども未来部
幼稚園・保育課

No.	質問事項	回答
1	「14. 選定後の業務内容」について、基本設計終了後のDB方式の概要が不明です。	実施設計ならびに工事については、一括発注方式による発注とし、単独企業または共同企業体のどちらでも参加できるよう予定しております。
2	「14. 選定後の業務内容」について、選定者が実施設計に関われるのか明記がありませんが、どのような取り扱いになるのか教えてください。	令和5年6月23日付け公告では、「14. 選定後の業務内容」中に「今後、DB方式で実施設計及び建設工事の発注を予定しているが、その入札・プロポーザルに本業務の受託者（協力事務所も含む）は参加できないものとする。なお、共同企業体や協力企業としての参加も認めない。」との記載がありましたが、その記載を削除しました。 これに伴い、再公告では、本業務の受託者（協力事業所も含む）が実施設計及び建設工事の入札・プロポーザルに参加できる取扱いとしております。
3	DBで、基本設計受託者と異なる設計事業者と施工業者が実施設計・建設工事を受託し、金額等を調整するため勝手に設計変更がありうるのではないか。	実施設計の委託先等に関わらず、実施設計において、市と協議調整のうえ設計変更が生じることもありうるものと考えております。